

国立大学法人東京医科歯科大学

職員の配偶者同行休業に関する規則

平成28年10月11日
規則 第140号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学職員就業規則（平成16年規程第2号）第38条の4第2項の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）に勤務する職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において「職員」とは、国立大学法人東京医科歯科大学職員就業規則第3条に規定する職員（期間を定めて雇用する職員（大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）に基づき任期を定めて雇用する教員を除く。）及び勤務延長職員を除く。）をいう。

2 この規則にいう「配偶者」には、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

3 この規則において「配偶者同行休業」とは、職員が、次に掲げる事由（6月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。以下「配偶者外国滞在事由」という。）により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にするための休業をいう。

(1) 外国での勤務

(2) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって、外国において行うもの

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって、外国に所在するものにおける修学（前2号に掲げるものに該当するものを除く。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由として学長が認めるもの

(配偶者同行休業の請求手続き及び承認)

第3条 配偶者同行休業の請求は、配偶者同行休業請求書（別紙様式1）により、配偶者同行休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

2 学長は、職員が配偶者同行休業を申し出た場合において、業務の運営に支障がないと認めるときは、当該申し出をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、3年を超えない範囲内の期間に限り、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認できる。

3 前項の規定にかかわらず、業務の運営に支障がなく、当該申し出をした職員の勤務成績が特に優秀（直近の職員人事評価が「5」以上又はそれに準ずる者と認める場合）であり、その他の事情を考慮した上で特に必要と認める場合には、当該期間を「5年を超えない範囲内」に読み替えることができる。

4 第2項の申し出は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者が当該期間中外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

- 5 学長は、第2項の配偶者同行休業の承認にあたり、必要と認めるときは、当該請求をした職員に対し、面談の実施や証明書類等の提出を求めることができる。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第4条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が3年を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、学長に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申し出ることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、業務の運営に支障がなく、当該申出をした職員の勤務成績が特に優秀(直近の職員人事評価が「5」以上又はそれに準ずる者と認める場合)であり、その他の事情を考慮した上で特に必要と認める場合には、当該期間を「5年を超えない範囲内」に読み替えることができる。

- 3 配偶者同行休業の期間の延長は、特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。

- 4 前条第1項の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の効果)

第5条 配偶者同行休業をしている職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

- 2 配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

(配偶者同行休業をしている職員が保有する職)

第6条 配偶者同行休業をしている職員は、その承認を受けた時に占めていた職又はその期間中に異動した職を保有するものとする。

(配偶者同行休業の承認の失効等)

第7条 配偶者同行休業の承認は、当該配偶者同行休業をしている職員が退職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該配偶者同行休業に係る配偶者が死亡し、若しくは当該職員の配偶者でなくなった場合には、その効力を失う。

- 2 学長は、配偶者同行休業をしている職員が次に掲げる事由に該当すると認めるときは、当該配偶者同行休業の承認を取り消すものとする。

- (1) 配偶者同行休業に係る配偶者と生活を共にしなくなったこと。
- (2) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。
- (3) 配偶者同行休業をしている職員が、国立大学法人東京医科歯科大学職員の労働時間、休暇等に関する規則(平成16年規則第43号)第21条で定める場合における休暇を取得することとなったこと。
- (4) 学長が、配偶者同行休業をしている職員について、国立大学法人東京医科歯科大学職員就業規則(平成16年規程第2号)第37条第1項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

(職務復帰)

第8条 配偶者同行休業の期間が満了したとき、配偶者同行休業の承認が退職又は停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は配偶者同行休業の承認が取り消されたとき(第7条第2項第4号に規定する事由に該当したことにより承認が取り

消された場合を除く。)は、当該配偶者同行休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(配偶者同行休業に係る人事異動通知書の交付)

第9条 学長は、次に掲げる場合には、人事異動通知書を交付しなければならない。

- (1) 職員の配偶者同行休業を承認する場合
- (2) 職員の配偶者同行休業の期間の延長を承認する場合
- (3) 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合

(届出)

第10条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を学長に届け出なければならない。

- (1) 配偶者が死亡した場合
- (2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
- (3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合
- (4) 第7条第2項第2号又は第3号に掲げる事由に該当することとなった場合

2 学長は、前項の届出をした職員に対して、当該届出について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年10月11日から施行し、平成28年10月1日から適用する。

附 則(令和2年10月29日規則第121号)

この規則は、令和2年11月1日から施行する。

附 則(令和5年3月30日規則第59号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

配偶者同行休業承認請求書

国立大学法人東京医科歯科大学長 殿 配偶者同行休業 下記のとおり 期間の変更		請求年月日 年 月 日 請求者所属 職 名 氏 名	
1 請求の区分	<input type="checkbox"/> 配偶者同行休業 (2、3、4、5、7 及び 8 を記入) <input type="checkbox"/> 期間の変更 (2、3、4、6、7 及び 8 を記入)		
2 請求に係る配偶者	氏 名		
	職 業		
	請求時の 所属先名称 (所在地)		
	外国滞在事由		
	外国滞在中の 所属先名称 (所在地)		
	外国滞在事由 の継続する期間	年 月 日から	年 月 日まで
3 職員及び配偶者の 外国滞在中の住所 (居所)			
4 職員の連絡先	電話番号： メールアドレス：		
5 請求期間	年 月 日から		年 月 日まで
6 変更後の期間	年 月 日から		年 月 日まで
既に配偶者同行休業 をしている期間	年 月 日から		年 月 日まで
7 休業又は 期間変更の理由			
8 休業期間中における 復職に向けた計画等			
9 備考			

- (注) 1. この請求書には、配偶者の滞在事由及び期間が確認できる書類を添付すること。
2. 「3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所 (居所)」欄は、請求時点で未定の場合には「未定」と記入し、請求期間の初日の前日までの外国滞在中の住所 (居所) を定め、届け出ること。
3. 「8 休業期間中における復職に向けた計画等」については、欄内で足りない場合には、任意様式にて提出すること。
4. 「9 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容 (配偶者の外国滞在事由、休業期間)、配偶者同行休業の期間を変更する場合における当該配偶者同行休業の期間の変更を請求する理由その他学長が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入する。
5. 該当する口にはレ印を記入すること。